

平成25年11月13日
東北地方整備局

入札監視委員会の審議概要について (総会・第一部会第1回定例会議)

東北地方整備局入札監視委員会の平成25年度総会・第一部会第1回定例会議は、7月11日(木)に仙台市の東北地方整備局で開催されましたので、その審議概要(別紙)についてお知らせします。

なお、第一部会第1回定例会議では、委員会が抽出した案件9件の審議が行われ、意見の具申又は勧告事項はありませんでした。

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局

(第一部会) 仙台市青葉区二日町9番15号

TEL (022) 225-2171 (代表)

主任監査官

おかね たかし
岡 根 隆 志 (内線2114)

入札契約監査官

おかい ゆたか
東 海 林 豊 (内線2220)

契約管理官

あべ こうた
阿部 幸太 (内線2222)

技術開発調整官

おくに まつひろ
國 松 廣 志 (内線3120)

(第二部会) 仙台市青葉区花京院1丁目1番20号

TEL (022) 716-0013 (ダイヤル)

契約管理官

まさ ゆたか
佐 藤 豊 (内線6221)

経理調達課課長補佐

まさ ひろまさ
佐 藤 浩 正 (内線6554)

東北地方整備局 入札監視委員会 総会 審議概要

開催日及び場所	平成25年 7月11日(木) 東北地方整備局 大会議室
委員	別紙-1「委員名簿」のとおり
審議概要	<p>○ 総会においては、別添名簿のとおり、委員長及び委員長代理の選任と各委員の部会所属を決定した。</p> <p>○その他(報告事項)</p> <p>(1) 平成25年度東北地方整備局の事業概要</p>

別紙 - 1

平成25年度 東北地方整備局 入札監視委員会 委員名簿

氏名	職業	役職・所属部会
いとうみつひこ 伊東満彦	(学) 東北学院大学 法科大学院 教授	第一部会
うしおようこ 牛尾陽子	(公財) 東北活性化研究センター フェロー	第一部会
かいやまみちひろ 貝山道博	(国) 埼玉大学 名誉教授	委員長代理 第二部会
きょうやたかし 京谷孝史	(国) 東北大学大学院 工学研究科土木工学専攻 教授	委員長 第一部会
くまがいまさひろ 熊谷真宏	公認会計士・税理士	第一部会
さいとうこうじ 齋藤幸治	弁護士	第二部会
たかほしとしひこ 高橋敏彦	(学) 東北工業大学 工学部 教授	第二部会

(五十音順：敬称略)

※東北地方整備局入札監視委員会について

- 東北地方整備局入札監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき設置されている第三者機関であり、次に掲げる事務を行います。
 - ① 当整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等に関し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受ける。
 - ② 委員会が抽出した案件に関し、その内容の審議を行い、意見の具申又は勧告を行う。
 - ③ 入札・契約手続及び指名停止等に係る再苦情処理を行う。

- 委員会には、2つの部会が設置されており、第一部会は港湾空港関係事務を除く事項を、第二部会は港湾空港関係事務に係る事項を取り扱います。

東北地方整備局 入札監視委員会（第一分会） 審議概要

開催日及び場所	平成25年 7月12日（木） 東北地方整備局 大会議室	
委員	部会長 京谷 孝史【(国)東北大学大学院 工学研究科土木工学専攻 教授】 部会長代理 熊谷 真宏【公認会計士・税理士】 委員 伊東 満彦【(学)東北学院大学 法科大学院 教授】 委員 牛尾 陽子【(公財)東北活性化研究センター フェロー】	
審議対象期間	平成25年 1月 1日 ～ 平成25年 3月31日	
審議案件	総件数 9件	(別紙-1 審議案件一覧のとおり)
工 事	一般競争入札(政府調達)	1件
	一般競争入札 (政府調達以外)	2件
	工事希望型競争入札	1件
	工事希望型以外の指名 競争入札	1件
	随意契約方式	1件
	建設コンサルタント業務等	2件
役務の提供等及び物品製造等	1件	(備考) (1) 工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等の発注状況 (2) 指名停止等の運用状況 (3) 談合情報等の対応状況 (4) 再度入札における一位不動状況 (5) 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況について報告を行った。
委員からの意見・質問、 それに対する説明・回答	別紙-2のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	別紙-3のとおり	

審議案件一覧

【工事】

入札方式	工事名	工事種別	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
一般競争入札方式 (政府調達に関する 協定適用対象工事)	国道45号大槌地区トンネル 工事	一般土木工事	16	14	平成25年3月21日	前田建設工業 (株)	5,465,408	87.5	南三陸国道

入札方式	工事名	工事種別	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
一般競争入札方式 (政府調達に関する 協定適用対象工事以外 のもの)	国道101号小曲こ線橋上部 工工事	鋼橋上部工事	17	17	平成25年2月1日	(株)東京鉄骨 橋梁	303,240	87.2	青森
一般競争入札方式 (政府調達に関する 協定適用対象工事以外 のもの)	川向地区道路改良工事	一般土木工事	2	2	平成25年3月5日	佐藤工業(株)	380,100	88.3	福島

入札方式	工事名	工事種別	技術資料の提出 を要請した者の 数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
工事希望型競争 入札方式	十文字出張所附属棟改修工 事	建築工事	20	4	平成25年1月31日	(株)佐藤建設	4,179	87.9	湯沢

入札方式	工事名	工事種別	指名業者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
工事希望型以外 の指名競争入札 方式	岩泉地区道路改良工事	一般土木工事	10	2	平成25年2月27日	(株)畑中組	282,660	94.4	三陸国道

入札方式	工事名	工事種別			契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
随意契約方式	津軽ダム本体建設(第2期) 工事	一般土木工事			平成25年3月13日	津軽ダム本体建 設工事間・西松特 定建設工事共同 企業体	11,056,500	99.8	津軽ダム

【建設コンサルタント業務等】

入札方式	業務名	業種区分	手続への参加資格及 び業務実施上の条件 を満たす参加表明書 の提出者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
簡易公募型競争 入札方式	白川ダム・長井ダム貯水池 堆砂測量	測量	5	4	平成25年3月11日	(株)春日測量設計	11,340	80.7	最上川統管

入札方式	業務名	業種区分	手続への参加資格及 び業務実施上の条件 を満たす参加表明書 の提出者数	技術提案書の 提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
簡易公募型プロ ポーザル方式	鳴子ダム管理用発電設計業 務	土木関係建設 コンサルタント	1	1	平成25年1月11日	日本工営(株)	18,060	98.2	鳴子ダム管

【役務の提供等及び物品の製造等】

入札方式	業務名	業務分類	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
一般競争入札方 式	H25-27国営みちのく社の湖 畔公園運営維持管理業務	役務の提供等	1	1	平成25年1月25日	H25-27国営みちの く社の湖畔公園運 営維持管理業務み ちのく公園マネジ メント共同体	1,169,700	94.5	建政部

1. 報告	
意見・質問	説明・回答
・なし	

2. 審議	
1 国道45号大槌地区トンネル工事	
<p>・入札調書において、無効及び不参加者を除き6社全てが調査基準価格に近い金額で入札している。 これに関して、想定される事があればお聞きしたい。</p> <p>・参加者14社中、無効となった業者が8社あり、全体から見ると多いと思うが、無効となった理由は何か。</p>	<p>・標準的な積算歩掛は、公表されており、市販ソフトの精度も向上していることから、応札者による予定価格積算の精度がかなり上がっている。調査基準価格を決める際の率も、公表されていることから、それらを意識しての応札であったと考えている。</p> <p>・調査基準価格を下回った者に対しては、ダンピング防止対策の観点から、資料提出を求め、評価する仕組みになっている。それに対して、会社側から資料の提出がない場合は、無効の扱いをすることになっている。 無効となった業者は、資料の提出がなかったものである。</p>
2 国道101号小曲こ線橋上部工工事	
<p>・入札調書において、入札参加者17社に対し、無効の社が11社あるが、この無効の理由は。</p> <p>・安い金額で落札しようとする意志の現れを感じるが、調査基準価格すれすれをねらって、各社応札していることから、工事の内容において、魅力的であったということか。</p>	<p>・調査基準価格を下回り、提出すべき資料が提出されなかったため、無効となったものである。</p> <p>・一般的に東北管内におけるトンネルや橋梁上部工事は競争が激しく、調査基準価格ぎりぎり勝負してくるケースが多い状況である。</p>

<p>3 川向地区道路改良工事</p>	
<p>・この工事において、競争に参加するために、技術資料の提出が可能な対象業者数61社に対し実際の申請書提出業者数が2社であった。施工地が福島県という復興の状況の地域性を鑑みて、ある程度手持ち工事がいっぱいあると想定できるが、それにしても2社は少ないと思われる。競争になっているのかと感じる思いは若干ある。そのあたりの業者の現状がどうなっているのか。</p> <p>・どの業者がダウンロード（工事内容を見たか）したか、わかるようになっているのか。</p>	<p>・現在の福島の復旧・復興をめぐる状況と工事の数を考えると、手持ち工事量が多い状況にあり、技術者の確保が厳しい状況にある。</p> <p>この工事については、金額的に本来B等級の工事であったが、東日本大震災の復旧・復興に関わる工事であり、急ぐ必要があることから、C等級の地元業者の参加も認めており、競争参加の関口は広くしてある。</p> <p>・わかるようになっている。</p>
<p>4 十文字出張所附属棟改修工事</p>	
<p>・応札者の中で、落札者とそうでない業者の入札額に相当の開きがあるがどういうことが考えられるか。</p> <p>・除雪と排雪の違いは何か。</p> <p>・この工事は、除雪のみで施工できるということか。結果的に、排雪が必要だったのか、不必要だったのか。</p> <p>・除雪のみですんだということだが、説明によると、入札額の高い業者は排雪費まで見込んだのではとのことだが、もし仮に、除雪のみで、排雪はいらないということをして、当初募集する段階で、明示していたら、応札する側もその分の経費を見込まないで、より合理的な価格になる可能性があるのではないか。そこまでの説明は、することができないのか、しなくてもいいのか。</p>	<p>・今年は雪が多いことから、おそらく間接費の一般管理費、現場管理費の中で除雪費のみでなく排雪費を見込んだのではないかと推測される。</p> <p>予定価格では、除雪費しか計上していない。</p> <p>・除雪は、工事に支障にならない分だけ除くことで、排雪はさらにその雪をある場所に持って行き、捨てるということである。</p> <p>・除雪のみで施工できる工事である。</p> <p>出張所構内での作業であり、実際排雪はしていない。</p> <p>・このような場合、現場条件を付して、どういう内容で積算することと、細かく記載する場合がある。この工事については、どこまで現場条件を示したか、手元に資料がないのでわからないが、多くの工事では、現場条件を提示して、業者が実態に合わせた、積算が出来るように工夫している。</p>

5 岩泉地区道路改良工事

・入札調書で、入札した業者の評価値が空欄になっているのは、何故か。

・入れていないとするならば、この入札において、1社のみとなり、競争性がないのではないか。

・今回の、入札の前に一般競争入札を行ったが、不調により契約に至らず、通常指名競争入札方式に変えたということか。

・この工事に関して、業者があまり受注に積極的でないということか。

通常指名にしたけれども、やはり辞退者が多く、やってもいいという者が2社あり、1社が予定価格を超え、残る1社が予定価格内で落札したということか。

・不調となった一般競争入札の時には、いろいろ他に仕事を抱えていて、必ずしも、受注したい仕事ではなかったということか。

この工事をこの時期にやる必要性はどこにあったのか。

・説明の中の道路のネーミングで、三陸沿岸道路とあったり、釜石・山田道路、一般国道45号などとあるが、どのように理解したらいいのか。

・東北地方整備局として工事名を付けるとき、体系化された名前の付け方があるのか。

・空欄になっている業者は、入札書の価格が予定価格を超過し、競争対象から外れたため、評価値を入れていない。

・2社応札があり、そのうち1社が予定価格を超えており、残る1社が落札をしたということで、競争性は働いていたと考えている。

結果として、入札調書の表示になったと捉えている。

・そのとおりである。

・1-2月にかけての発注で、年度末であり、多くの復興工事が動いている中で、技術者も少ないことから、このようになったと考えている。

・具体的なことは判らない。推測になるが、技術者が限られていて、配置できる技術者がいなくて辞退せざるを得なかったかもしれないと考えている。

この工事の内容は、一般的な改良工事等とボックスの工事であり、難しい工事ではない。この工事の周辺が岩手県岩泉町の集団移転地になっていることや、地元の調整等を実施し、今後発注される工事に影響があることなどから、この時期になったものである。

・「一般国道45号」は、道路法に基づき、政令で指定された路線の名称である。

また、「三陸沿岸道路」は、「三陸縦貫自動車道」、「三陸北縦貫道路」及び「八戸・久慈自動車道」の総称である。一般国道45号の自動車専用道路である「三陸縦貫自動車道」の事業箇所の一つとして「釜石山田道路」がある。

・ない。

<p>6 津軽ダム本体建設（第2期）工事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・実質落札率について、もう一度説明願いたい。 ・この工事は、第三期までであるのか。 ・この事業の全体事業費というのは、決まっているはず。今後の工事は、その単価を用いて、予定価格を作るということでいいか。 ・この第二期は、随意契約だが、最初の第一期の発注の時の入札価格に基づいた単価で、第二期も契約されているので、競争性のある中立的な価格といえるということなのか。 ・随意契約理由書の後半に書いてあるが、随意契約できる具体的理由の根拠法令は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の期間が10年で設定できれば、ダムの本体建設が、一回で発注し契約されることになる。しかし、予算制度上5年が限度である。よって、契約を第一期と第二期（随意契約）の2回以上に分けざるを得ない。第一期工事で契約するときに、契約総額の外に工種の単価に落札率を含んで単価合意し、その後の契約に反映させていくこととしている。このため、第二期の予定価格は割り引いたものになり、見かけ上落札率は高めとなる。一方、実質落札率は、その割り引きなしにした場合の落札率である。 ・今、想定しているのは、第三期までである。 ・そうである。 ・契約の期間が10年で設定できれば、ダムの本体建設が、一回で発注し契約されることになる。しかし、予算制度上5年が限度である。よって、契約を第一期と第二期（随意契約）の2回以上に分けざるを得ない。第一期工事で契約するとき、落札率を含んで単価合意し、第二期以降の予定価格は割り引いたものとなり、競争性のある中立的な価格といえると考えている。 ・会計法第29条の3第4項である。
<p>7 白川ダム・長井ダム貯水池堆砂測量</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・この業務は、定期的に行われているとのことだが、どのくらいのインターバルで実施しているのか。 ・過去に施工実績のある社が、A社とB社であるが、今回の競争には、A社のみ参加し、B社は、参加していないが、参加していない理由は何か。 ・個別各社がダウンロードした実績が残るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・融雪出水や洪水による堆砂が、どの位あるのかを把握するため、毎年1回実施している。 ・入札公告をダウンロードした社が22社あり、その中にB社はあったがなぜ、入札に参加しなかったかについては、承知していない。 ・残る。

8 鳴子ダム管理用発電設計業務

・技術提案書の特定評価表において、課題テーマ中の、的確性の中で、「必要なキーワードが網羅されている場合に優位に評価する」とあるが、必要なキーワードは、発注の際、仕様書等関連の書類に設定されるものなのか。

・鳴子ダムの余剰電力の売電は、東北電力に売電するのか。

・昭和32年に鳴子ダムができたということだが、一般的にダムの寿命はどれくらいか。

・発電設備の設置に向けた大まかなプランというものは、作られているものか。今回の設計業務の金額は1800万円であるが、それに見合う設備として考えているのか。

・鳴子ダムの管理用の電力は、どのくらい必要とするのか。

・東日本大震災の時は、非常用電源で管理所の電力を確保できたとの説明だが、もし、管理用の発電があったとすると心配はなかったということか。

・危機管理の分は、B/C に含めにくいのではないか。

・応札者が1社だったが、考えられることが何かあるか。

・特に課題テーマの回答を意識した明示のしかたはしていない。

今回のテーマは、2つあるが、それぞれのテーマについて、事業者が提案する際に着眼点、問題点、解決方法等について、重要となるキーワードが記されている場合に、優位に評価している。

・これから検討することになる。

・昔の計画では100年計画と云っていたが、最近では、高価な構造物であるということから、管理者としては、少しでも寿命を延ばそうということで、管理をしている。

・この業務において、B/C や採算が採れるかどうかについても、含めて検討することとしている。

また、発電機の規模の検討や売電価格、さらには既設の構造物にどのように付けて、発電所を作るのか、事業費の算定についてもこの業務で行うことにしている。

・一般家庭の100戸分である。

・震災時に非常用電源を確保する場合の問題点として、非常用発電を動かすための燃料の確保が大事である。管理用の発電を持つことが、電力のバックアップになって、ダム管理の安全性の向上につながる。

・B/C は、危機管理分は入っていない。

・推測だが、発電に関する土木の分野の技術者が少ないことや、東日本大震災以降未利用エネルギーとして、水力だけでなく、太陽光、風力といった発電に関する業務が、地方自治体や民間において多く出されており、検索情報を見ても通常の倍以上の発注数があることが、応札者が少ないことに繋がったのではないかと思われる。

9 H25-27 国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務

・今回応募された業者が1社(JV)で、そのJVの構成員が、過去に契約をしていた業者であるとの事だが、競争性の担保という面ではどうなのか。

・広い公園を全てマネジメントして、しかもいろいろな業務を一元的に一括に引き受けてやるということになると、やれるところが限られてくるのではないかと。今までやったところになるのではないかと。難しいとは思いますが、もう少し分割して発注は出来ないものか、または、総合的にマネジメントするところとそうでないところを分けるとかしないと、競争性が出てこないのではないかと、何か工夫はできないか。

・東京の国営公園はどうなっているのか。

・3年間でどうやりくりすれば黒字が出るかと考えながら、業者が応募するという事か。下請けでも競争が図られる。国がやるよりは、やり方で安価で質の高い管理運営が出来るということか。

・JV構成員は、どうなっているか。

・総合評価落札方式の一般競争入札は、全国の12国営公園で行っている。その入札結果は、複数業者が参加したのは7公園で、1者のみ参加したのは5公園である。

・この業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、民間競争入札の手続きによる総合評価方式一般競争入札を実施することが、位置づけられている。この業務は、植物管理、建物・工作物管理、清掃等一体的に行う内容であり、効率化を図って行こうということである。

業務を、細分化すると、総合的調整が出来なくなってしまう、コスト縮減やより魅力的な技術提案が出来なくなってしまうと考えている。

大規模な民間の公園もそうだが、指定管理者ということで、一括委託しているのが一般的である。国営公園でもこのような形を取っているということである。

・民間も財団も交えた競争になっている。民間が取っているところもある。民間が取ったところを、財団が取り返したところもある。

このように競争が図られているということである。

・この業務では、たとえば業者から入場者目標数などを提出させ、実施結果が達成しなければ、業者に改善策を提出させ、発注者が了解した後に四半期毎の支払いが可能となり、支払いに影響することがある。

業者の魅力度の高い提案を促すことにより、公園管理運営の質の向上を図り、コストの削減が図れると考えている。

・一般財団法人公園財団とジェイアール東日本コンサルタンツ(株)である。

3. 委員会による意見の具申又は勧告内容

本日の審議結果について、「意見の具申」又は「勧告」を行う事項はない。
ただし、今後の入札・契約手続等において、1点要望があるので、お話をさせていただく。

入札金額に大きなばらつきのある案件があった。

除雪と排雪の積算の見込み方が、違ったのではないかとの説明であった。

現場条件については、明示されているということであるが、公正な競争を確保するためには、積算についての見込み方が違うことのないように、誤解を招かないように、条件を明確に提示することを徹底していただきたい。

今後とも、入札・契約手続等における一層の透明性及び競争性の確保など、入札・契約業務の厳正な執行を行っていただきたい。

【当局からのコメント】

要望いただいた案件について、透明性及び競争性を高めるよう検討していきたい。